

# 審査基準（省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業）

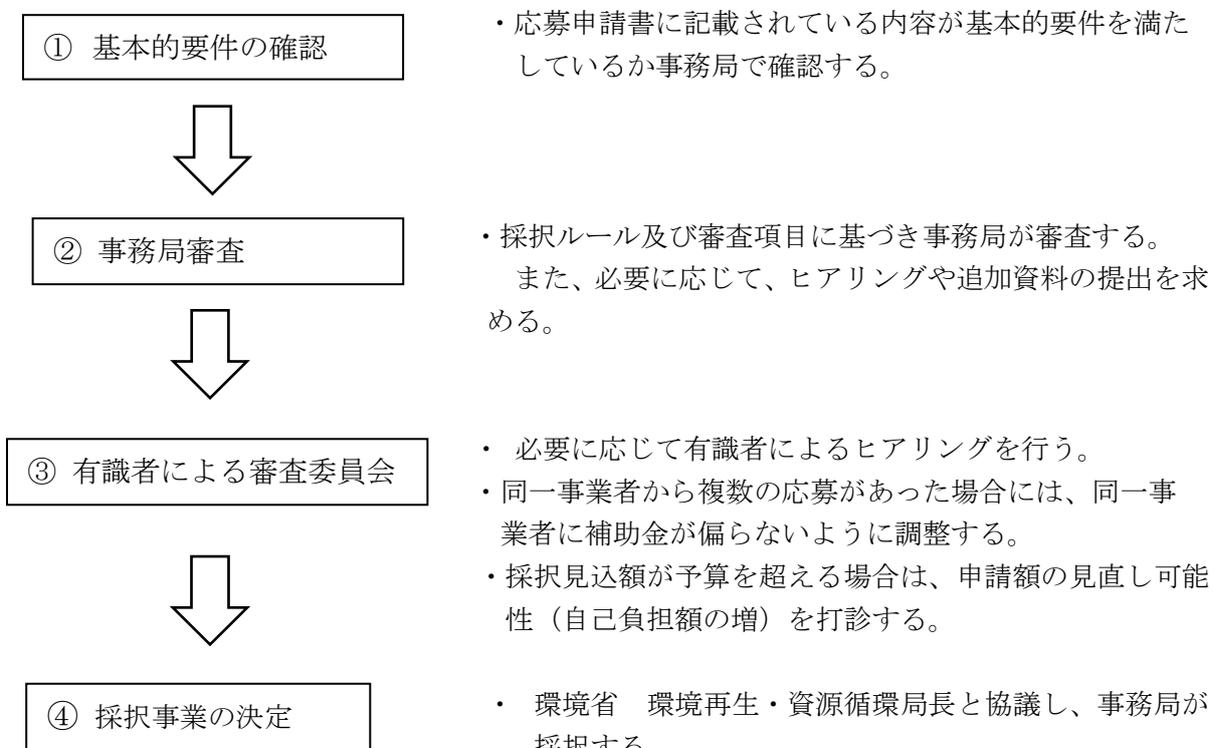
## 事業の採択手順について

### ○事業採択までの手順

#### （１）審査基準等の策定

事業の適格性、合理性、事業効果、事業意義に関する審査項目案を事務局（廃棄物・3R研究財団）が策定し、審査委員及び環境省と協議の上、策定する。

#### （２）審査及び採択の流れ



### (3) 基本的要件の確認

事務局において、応募申請書すべての項目を満たした事業について採点することとし、下表の確認事項の「B」に該当する事業は、基本的な要件を満たしていないと判断し、不採択とする。

基本的要件		確認事項（判断基準）			確認書類		
ア	事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること	許認可の有無	A	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を有している又は取得予定		許可書の写し又は取得予定の旨を記載した書類	
			B	必要な場合において、廃棄物処理業等の許可を有していない又は取得予定がない			
		経理状況	A	下記以外		経理状況説明書	
			B	直近の2カ年度がともに債務超過（純資産合計が負）であり、改善の見込みがない			
		実施体制	A	実施計画書に適正な実施体制及び設備の保守計画が記載されている		実施計画書 「事業の実施体制」及び「設備の保守計画」	
			B	明らかに不適切または記載なし			
		投資回収年数	A	下記以外			
			B	資金回収年数が3年未満又は法定耐用年数の3倍以上である。（これまでリサイクル困難であったものをリサイクル可能とするなど資源循環を効果的に促進可能な特別な技術や設備の導入に繋がる場合を除く）			
		イ	事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること	A	実施計画書及び経費内訳に必要な根拠資料が添付されており、記載内容が適正である		実施計画書、経費内訳、添付資料
				B	明らかに不適切または記載なし		
ウ	導入する設備等について、国からの他の補助金等を受けていないこと	A	国からの他の補助金等を受けない（固定価格買取制度による売電を行わないことを含む）		実施計画書 「他の補助金等との関係」		
		B	国からの他の補助金等を受けている又は受ける予定				
エ	暴力団排除に関する	A	誓約書を添付してある		誓約書		

	誓約事項に誓約できるものであること		B	誓約書なし		
オ	補助事業が令和6年2月29日までに完了する見込みであること。		A	令和6年2月29日までに完了する見込みである。		実施計画書 「事業実施スケジュール」
			B	明らかに令和6年2月29日までに完了しない。		

※対象となる補助事業として適正であるか特別な判断を要する場合は、審査委員に相談する場合がある。

## 審査基準の策定について

### 1. 審査基準の考え方

- (1) 応募事案の審査を行うため、事業の適格性・合理性、事業効果・事業意義に関する審査基準の項目を設定する。
- (2) 補助事業の適格性・合理性に関する配点は全体の10%とし、90%を事業効果・事業意義に関する配点とする。

### 2. 審査の項目

#### (1) 適格性・合理性

ア 事業の実施計画の確実性及び合理的な実現性

#### (2) 事業効果・事業意義

イ 「今後のプラスチックの資源循環のあり方について」、「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」との整合性

ウ 設備導入による二酸化炭素の削減効果

エ プラスチック再生利用量増大への貢献及びその他プラスチックに係る資源循環の促進への貢献

### 3. 採択ルール

- (1) 審査基準において、各項目に0点の項目がないこと。
- (2) 審査基準における採点基準の合計点数の高い順に採択する。

### 3. 審査基準

審査項目		審査基準	採点基準		点数
適格性・合理性	ア 事業の実施計画の 確実性及び合理的な 実現性 10点	本事業の実施計画の 確実性・事業の継続が 見込まれるかについ て評価する。 (10点満点)	基礎点 a	・本事業の実施計画が本事業の目的に照らして合理的で、実現可能性が十分に高い。	5点
			基礎点 b	・本事業の実施計画が事業目的に照らして妥当で、一定の実現可能性が見込める。	3点
			基礎点 c	・本事業の実施計画の実現可能性が低い（期間内に設備の導入から技師等による据付まで完了しない）又は判断できない。	0点
			加 点 d	地域脱炭素への貢献 ・環境省から脱炭素先行地域に選定され、その計画の一部として本事業を実施する場合	5点

審査項目		審査基準	採点基準	点数
	イ 「今後のプラスチックの資源循環のあり方について」、「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」との整合性 25点	プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化への貢献度 (25点満点)	a 「今後のプラスチックの資源循環のあり方について」、「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」に掲げるプラスチック資源循環施策の方向性に整合するかを評価する。	25点 ～ 1点
			B 「今後のプラスチックの資源循環のあり方について」、「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本方針」に掲げるプラスチック資源循環施策の方向性に整合しない。	0点
事業効果・事業意義	ウ 設備導入による二酸化炭素の削減効果 25点	CO2削減量の算出根拠と年間のCO2削減量について評価する。(25点満点)	CO2削減量の費用対効果	25～0点
			<p><b>【CO2削減量の費用対効果を求める算定式】</b></p> $\text{CO2削減コスト}[\text{円}/\text{t-CO2}] = \frac{\text{補助対象経費の総支出予定額}[\text{円}] * 1}{(\text{エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量}[\text{t-CO2}/\text{年}] * 2 \times \text{耐用年数}[\text{年}] * 3) \times \text{係数} * 4}$ <p>(耐用年数は9年とする)</p> <p>*1 補助対象経費の総支出予定額とは補助対象設備の導入のために必要な見込額(補助金額と自己負担額の合計額)をいう。</p> <p>*2 事業を実施することで削減される年間のエネルギー起源二酸化炭素の排出量をいう。</p> <p>*3 補助対象設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数をいう。)</p> <p>*4 CO2削減量の費用対効果の算出根拠が明確で適切かどうか評価し、6段階評価(5～0)に応じて係数(1.0～0.0 ※0.2刻み)を設定する。</p> <p>※費用対効果により分布グラフを作成し、費用対効果の平均値を配点の中央点として、より低コストになるほど高得点になるよう配点を設定し、採点する。(件数が少ない設備は、該当設備中の費用対効果の比率により採点し、審査委員会に諮る。) 極端に高コストの場合は0点となる可能性がある。</p> <p>※リサイクルが困難であったものをリサイクル可能とする資源循環を効果的に促進可能な特別な技術などの場合を除き、費用対効果が、過年度実績をもとに算出した100,000円/t-CO2を超える場合は0点とする。</p>	

審査項目		審査基準	採点基準	点数
事業効果・事業意義	<p>エ プラスチック再生利用量増大への貢献及びその他プラスチックに係る資源循環の促進への貢献</p> <p>40点</p>	<p>再生素材等の増加量、リサイクルできなかつたものへの量的拡大、もしくは高品質な再生素材の供給、安定した再生材の供給について総合的に評価する。 (40点満点)</p>	a <p>下記の程度を総合的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生素材等の増加量費用対効果※</li> <li>投入する廃プラスチックのうち、今まで焼却や埋め立てなどリサイクルされていなかった廃プラスチックの割合</li> <li>リサイクルされた再生材の品質向上の程度</li> <li>安定的な再生材の供給実現性</li> </ul> <p>※件数が少ない設備は、該当設備中の費用対効果の比率により採点し、審査委員会に諮るものとする。</p>	40点 ～ 1点
			b <p>再生材の増加が無い場合、及び投入する廃プラスチックに、今まで焼却や埋め立てなどリサイクルされていなかった廃プラスチックが含まれておらず、再生材の品質向上も見られない場合。</p>	0点
合 計 (100点満点)				100点